

## 2月以降の秋開始接種の日程など

2月～3月の集団接種会場での接種は月1回程度を予定しています。  
 苅田町の集団接種は3月16日(土)をもって終了する予定です。  
 接種を希望する方は、早めの日程での接種をお願いします。



最新情報は町HPをご覧ください。

■日程 / 2月24日(土) 14:00～(事前予約が必要です) ■会場 / パンジープラザ  
 ※集団接種会場には、予約時間の5分前までにご来場ください。

## キャンセルするときは必ずご連絡を!

用事や体調不良などで接種ができなくなった時は必ず下記までキャンセルの連絡をしてください。

- キャンセルの連絡先: 苅田町新型コロナワクチン相談コールセンター  
 ☎ 093・967・3056 FAX 093・967・3057 (平日 9:00～17:00)
- 夜間(平日 17時以降)・土曜日の当日キャンセルの連絡先: 苅田町役場  
 ☎ 093・434・1111



## 初回接種に関するお知らせ

自己負担なし(無料)で接種できる特例臨時接種は、令和6年3月31日で終了します。  
 苅田町の集団接種会場での接種は3月16日(土)をもって終了する予定ですので、接種を希望される方は早めの接種をお願いします。

初回接種(乳幼児1～3回目、小児1・2回目、12歳以上1・2回目接種)について、予防接種法の接種勧奨(接種を受けることを勧める)と努力義務(接種を受けるよう努めなければならない)の規定が、9月20日から「65歳以上の方」「基礎疾患がある方等」のみに適用されるようになりました。

初回接種の対象となる年齢(生後6か月)に達し、接種を希望される場合は、下記相談コールセンターに連絡し、接種券発行や接種日程の調整等を行ってください。

- 問 / 苅田町新型コロナワクチン相談コールセンター (平日 9:00～17:00)  
 ☎ 093・967・3056 FAX 093・967・3057

### 9月20日からの変更点

初回接種の対象年齢(生後6か月)に達した方に接種券を送付。



初回接種を希望する方が相談コールセンターに連絡して、接種券発行や接種日程の調整等を行う。

## 新型コロナワクチンとインフルエンザワクチン

苅田町の集団接種会場では、インフルエンザワクチンを接種した当日に新型コロナワクチンの接種を行うことはできません。その他のワクチン接種については13日以上の間隔を空ける必要がありますのでご注意ください。

## 新型コロナウイルスワクチン専用ダイヤルのご案内

福岡県では、ワクチンの副反応などに関するご相談や有効性・安全性に関する情報提供、副反応発生時の対応に関するアドバイスなどについて専用ダイヤルを設置しており、専門的な知識をもつ薬剤師が相談に応じています。詳しくは福岡県ホームページ(QRコード)をご覧ください。

- 新型コロナウイルスワクチン専用ダイヤル(ナビダイヤル)  
 ☎ 0570・072972 (9:00～17:00 / 土曜・日・祝日も実施) ※通話料がかかります。



# 新型コロナウイルス ワクチン接種のお知らせ



ワクチン接種に関する情報は、広報かんだのほか、町ホームページ、公式LINE、KBCテレビデータ放送「dボタン広報誌」にて随時お知らせしますのでご確認ください。また、今後、国の方針により今回掲載している内容が変更される場合があります。最新の情報は町ホームページをご覧ください。

ワクチン接種は強制ではありません。接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、ご本人の意思に基づき受けていただくものです。

## 令和5年秋開始接種 64歳以下の接種希望者は申請が必要です!

自己負担なし(無料)で接種できる特例臨時接種は、令和6年3月31日で終了します。

初回接種を終えた生後6か月以上のすべての方を対象に、新型コロナワクチンを1人1回(無料)接種しています。新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種は、令和6年3月31日で終了します。接種希望で、まだ接種券発行の申請をしていない64歳以下の方は、役場窓口・郵送・WEBのいずれかで接種券発行の申請を行ってください。

※65歳以上の方、春開始接種の申請をした64歳以下の方は、接種券送付済みです。

## ■接種対象者 / 初回接種を終えた生後6か月以上のすべての方

対象	令和5年春開始接種	接種券申請の要否	接種券
65歳以上	接種済	不要	接種券送付済
	未接種		春接種時に送付した接種券で接種可
5歳以上 64歳以下	基礎疾患がある方 または医療従事者等で申請をした方	不要	接種した方は前回接種時期に応じて接種券を送付済。未接種の場合は春接種時にお送りした接種券で接種可。
	上記以外の方	必要 郵送・窓口・WEBのいずれかで申請 申請先 / 子育て・健康課	申請受付後に順次送付
生後6か月 ～4歳の方		必要 郵送・窓口・WEBのいずれかで申請 申請先 / 子育て・健康課	申請受付後に順次送付

※この接種においては、予防接種法の接種勧奨(接種を受けることを勧める)及び努力義務(接種を受けるよう努めなければならない)の規定については、「65歳以上の方」「基礎疾患がある方等」のみに適用されます。

※他市町村から転入された方は別途手続きが必要です。詳しくは町HPをご覧ください。

※接種券の紛失等をされた方は、役場窓口または郵送で再発行の手続きを行ってください。詳しくは町HPをご覧ください(QRコード)。

